

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ & Aについて

Q 1 なぜ19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ組合員の配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A 1 令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、所得税法上、特定親族（配偶者は含まない。）を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われたことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、被扶養者の認定要件のうち、認定基準額を見直すこととされたものです。

特定親族には配偶者は含まれないため、組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）は今回の要件見直しの対象からは除かれています。

Q 2 学生であることは要件ではないのか。

A 2 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めません。あくまでも、年齢によって判断します。

Q 3 組合員の配偶者は対象外とのことだが、組合員と事実婚の者は対象となるか。

A 3 組合員の配偶者には事実婚の者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者）を含みます。このため、組合員と事実婚の者も対象外です。

Q 4 組合員の配偶者以外であれば、年齢も含めた要件を全て満たせば続柄を問わず対象となるか。

A 4 お見込みのとおりです。主な対象者は組合員の子を想定していますが、孫や養子縁組をしていない配偶者の子（連れ子）、弟、妹、子の配偶者なども対象となります。

Q 5 給与収入以外（事業収入、不動産収入等）も対象となるか。

※ 所得税法上の特定親族とは「青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く。」とされているため、給与収入以外の恒常的な収入がある者（事業収入、不動産収入（アパート経営）については対象となるのか確認したい趣旨

A 5 給与収入以外（事業収入、不動産収入等）も対象となります。

Q 6 認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、変更はあるか。

A 6 認定対象者の年間収入の額に係る認定要件（認定基準額）以外の認定要件に変更はありません。（福利厚生事務の手引P42以降を参照してください。）

Q 7 年齢要件（19歳以上23歳未満）についてはいつの時点で判定するのか。

A 7 所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定します。

例えば、1月1日時点では18歳であっても12月31日現在の年齢が19歳であれば、年齢が18歳である間も含め、その年の年間収入要件は150万円未満となります。反対に、1月1日時点では22歳であっても12月31日現在の年齢が23歳であれば、年齢が22歳である間も含め、その年の年間収入要件は150万円未満ではなく130万円未満となります。

いいかえれば、19歳に達する日の属する年の1月1日から22歳に達する日の属する年の12月31日までの間は、年間収入要件は150万円未満となります。

例えば、N年10月に19歳に達する場合には、N年（暦年）1月1日からN+3年の12月31日までの間における年間収入要件は150万円未満となります。

なお、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）により民法（明治29年法律第89号）第143条の期間に関する規定が準用されるため、年齢は誕生日の前日において加算することから、例えば、誕生日が平成19年1月1日である者は令和7年12月31日において年齢が加算され19歳に達する点に留意してください。

（参考）

- ・ N-1年の12月31日（18歳の誕生日の前日が属する年）までの間における年間収入要件は130万円未満。
- ・ N年1月1日～N+3年の12月31日（19歳の誕生日の前日が属する年から22歳の誕生日の前日が属する年）までの間における年間収入要件は150万円未満。
- ・ N+4年の1月1日（23歳の誕生日の前日が属する年）以降、60歳に達する日（60歳の誕生日の前日）までの間の年間収入要件は130万円未満。

暦年	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年			
年齢	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳～ 59歳	60歳	61歳～
認定基準額 (年額)	130万	150万					130万		180万

年齢要件（19歳以上23歳未満）早見表

生年月日 \ 暦年	R7年 10/1	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年
H15.1.2～ H16.1.1	22歳						
H16.1.2～ H17.1.1	21歳	22歳			年額130万円未満 月額108,334円未満 日額3,612円未満		
H17.1.2～ H18.1.1	20歳		22歳				
H18.1.2～ H19.1.1	19歳		年額150万円未満 月額125,000円未満 日額4,167円未満	22歳			
H19.1.2～ H20.1.1		19歳			22歳		
H20.1.2～ H21.1.1			19歳			22歳	
H21.1.2～ H22.1.1	年額130万円未満 月額108,334円未満 日額3,612円未満			19歳			22歳

年齢要件（令和7年）〔令和7年12月31日現在の年齢〕早見表

生年月日	H19.1.2～ H20.1.1	H18.1.2～ H19.1.1	H17.1.2～ H18.1.1	H16.1.2～ H17.1.1	H15.1.2～ H16.1.1	H14.1.2～ H15.1.1
年齢	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳

令和7年12月31日時点で19歳以上23歳未満である者とは、誕生日が平成15年1月2日から平成19年1月1日までの者です。

平成15年1月1日生まれの者は、令和7年10月1日の新要件の適用年月日時点では22歳ですが、令和7年12月31日に23歳に達するため、対象外です。

年齢要件（令和8年）〔令和8年12月31日現在の年齢〕 早見表

生年月日	H20.1.2～ H21.1.1	H19.1.2～ H20.1.1	H18.1.2～ H19.1.1	H17.1.2～ H18.1.1	H16.1.2～ H17.1.1	H15.1.2～ H16.1.1
年齢	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳

令和8年12月31日時点で19歳以上23歳未満である者とは、誕生日が平成16年1月2日から平成20年1月1日までの者です。

Q8 年間収入が150万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去1年間の収入で判定することとなるのか。

A8 年間収入が150万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなります（変更なし）。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなります。
具体的には、次のとおりです。

（1）パート・アルバイト等の給与収入

ア 労働契約において、1日の労働時間又は1か月の稼働日数が明確に定まっていない場合

この場合は、採用時に認定の可否を判断することは困難であるため、実際に支払われた給与月額（過去の収入）によって判断します。具体的には、認定基準額年額150万円を12で除した額、すなわち月額12万5千円以上の給与収入を3か月連続して得るに至った場合は、今後1年間の収入の見込みが年額150万円以上であるものと判断します。認定中の被扶養者の場合は4か月目の初日で認定取消となります。

ただし、月額12万5千円以上の給与収入を3か月連続して得るに至るよりも前に、過去1年間の給与収入の累計額が150万円以上となった場合はその時点で認定要件を欠くこととなります。この場合、所得税法上の取扱いとは異なり、認定継続するためには、どの1年間を切り出しても過去1年間の給与収入が150万円未満であることが必要です。認定中の被扶養者の場合は直近の給与支払日で認定取消となります。例えば、令和7年3月から令和8年2月までの1年間の給与収入の累計額が150万円以上となった場合には、令和8年2月の給与支払日が認定取消日となります。

イ 労働契約において、時給・1日の労働時間・1か月の稼働日数等が明確に定められている場合

この場合は、採用時にこれらを用いて給与月額を算出することができるため、採用時に認定の可否を判断することが可能です。採用後に支給される1か月分の給与収入の見込額（現時点の収入又は将来の収入の見込み）が12万5千円以上である場合は、採用当初から今後1年間の収入の見込みが年額150万円以上であるものと判断します。認定中の被扶養者の場合は採用日で認定取消となります。

（2）自営業・アパート経営等の事業収入

事業所得者については、（業務内容にもよりますが）必要経費によってその収入が左右されるため、給与所得者と同じように月額で判断することは困難です。このため、所得税法上の取扱いと同様、年額（暦年）で判断を行い、前年の収入により認定の可否を判断します。具体的には、確定申告により前年の事業収入が確定した時点で、前年の年間収入が150万円以上となった場合は、当該事業を継続する限り、当年の年間収入の見込みが年額150万円以上であるものと判断します。認定中の被扶養者の場合は当該確定申告を行った日（確定申告を行った日が確認できない場合は当該確定申告受付期間の初日）で認定取消となります。

なお、認定基準額超過により認定取消となった場合は、当年の年間収入が認定基準額を超過しなかった場合に、翌年において再認定の申告をすることができます。

ただし、所得税法上認められる必要経費の考え方とは異なり、「社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除」できるとされており、確定申告における必要経費とは通常一致しませんので注意が必要です。

Q9 23歳未満で障害厚生年金を受給している場合、認定基準額は180万円未満から150万円未満へ下がるのか。

A9 障害を事由とする公的年金受給者の場合は、従前のおり年額180万円未満が認定基準額です。

Q10 12月31日現在の年齢が22歳である年（暦年）の翌年においては年間収入130万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなるのか。

A10 お見込みのとおりです。

Q11 令和7年12月31日時点で19歳以上23歳未満の者であって、年間収入が130万円以上150万円未満の者は、令和7年1月1日などの過去に遡及して被扶養者として認定するのか。

A11 令和7年9月30日以前には遡及しません。

Q12 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は130万円未満ということでよいか。

A12 お見込みのとおりです。

Q13 これまで年間収入150万円以上であった者について、令和7年9月10日に契約変更を行い年間収入150万円未満となる見込みとなった場合は、令和7年10月1日に届出があれば事実発生から30日以内であるから令和7年9月10日に遡及して被扶養者として認定されるか。

A13 令和7年10月1日以降に受領した届出であっても、令和7年9月30日以前を認定日とする場合の認定基準額は130万円未満です。令和7年10月1日から認定します。

Q14 令和7年の要件確認で年間収入130万円以上の収入が認められ、認定取消となった者は、本制度変更により年間収入が150万円未満であれば適用年月日（令和7年10月1日）以降、再認定が可能であるか。

A14 お見込みのとおりです。

Q15 22歳以上の者が本制度変更を適用し年間収入149万円で認定されていた場合、雇用契約の変更等がなく年収149万円が継続すると見込まれる場合は、23歳に達する日の属する年の1月1日で認定取消となるのでしょうか。

A15 お見込みのとおりです。

Q16 18歳に達する日の属する年の10月から12月までの各月の給与収入が3か月連続で108,334円以上125,000円未満となった場合、4か月目の初日（19歳に達する日の属する年の1月1日）で認定取消となりますか。

A16 認定取消とはなりません。19歳に達する日の属する年の1月1日時点では認定基準額は150万円が適用されています。直近3か月の実績からは以後1年間の収入が年額150万円未満となることが見込まれることから、認定継続となります。

Q17 22歳に達する日の属する年の10月から12月までの各月の給与収入が3か月連続で108,334円以上125,000円未満となった場合、4か月目の初日（23歳に達する日の属する年の1月1日）で認定取消となりますか。

A17 お見込みのとおりです。23歳に達する日の属する年の1月1日時点では認定基準額は130万円が適用されています。直近3か月の実績からは以後1年間の収入が年額130万円以上となることが見込まれることから、4か月目の初日（23歳に達する日の属する年の1月1日）で認定取消となります。

Q18 22歳に達する日の属する年の被扶養者要件確認調査（毎年7月1日付けで実施）において、年間収入の見込みが130万円以上150万円未満であったため認定継続となった場合、23歳に達する日の属する年の1月1日で認定取消となるか。

A18 その可能性があります。23歳に達する日の属する年の1月1日時点では認定基準額は130万円が適用されていますので、その時点で今後1年間の収入が年額130万円以上となることが見込まれるかどうか、改めて判断することになります。

Q19 令和7年に令和6年分の確定申告をして令和6年分の事業収入が130万円以上150万円未満であった者について、いつから被扶養者として認定できるか。なお、事業収入以外に収入はなく、令和7年中の事業は前年と同じものとする。

A19 令和7年10月1日から被扶養者として認定可能です。

Q20 18歳に達する日の属する年分の確定申告で事業収入が130万円以上150万円未満であった者について、いつから被扶養者として認定できるか。なお、事業収入以外に収入はなく、19歳に達する日の属する年中の事業は前年と同じものとする。

A20 19歳に達する日の属する年の1月1日以後、18歳に達する日の属する年分の確定申告を行った日（確定申告を行った日が確認できない場合は当該確定申告受付期間の末日）から被扶養者として認定可能です。

Q21 22歳に達する日の属する年分の確定申告で事業収入が130万円以上150万円未満であった者について、いつまで被扶養者としていられるか。なお、事業収入以外に収入はなく、23歳に達する日の属する年中の事業は前年と同じものとする。

A21 23歳に達する日の属する年の1月1日以後、22歳に達する日の属する年分の確定申告を行った日（確定申告を行った日が確認できない場合は当該確定申告受付期間の初日）で認定取消となります。

Q22

(1) 適用年月日（令和7年10月1日）以前の取扱いでは、給与収入が3か月連続で108,334円未満となった場合、4か月目の初日で認定可能であった。本制度変更後、以下の場合はどうなるか。

ア 令和7年7月から令和7年9月までの各月の給与収入が110,000円であった場合、令和7年10月1日で被扶養者として認定できるか。

イ 令和7年6月から令和7年8月までの各月の給与収入が110,000円であった場合、令和7年9月1日で被扶養者として認定できるか。

(2) 適用年月日（令和7年10月1日）以前の取扱いでは、給与収入が3か月連続で108,334円以上となった場合、4か月目の初日で認定取消となった。本制度変更後、以下の場合はどうなるか。

ウ 令和7年7月から令和7年9月までの各月の給与収入が110,000円であった場合、令和7年10月1日で認定取消となるか。

エ 令和7年6月から令和7年8月までの各月の給与収入が110,000円であった場合、令和7年9月1日で認定取消となるか。

A22

ア 認定できます。

ウ 認定取消とはなりません。

令和7年10月1日時点では変更後の認定基準額が適用されています。直近3か月の実績（給与収入が3か月連続で125,000円未満）により、令和7年10月以後1年間の収入が年額150万円未満となることが見込まれることから、認定できます（認定継続となります。）。

過去の収入は、あくまでも今後1年間の収入を見込むために確認しています。その意味で、過去において認定基準額以上の収入があったかどうかは不問となります。

イ 認定できません。

エ お見込みのとおりです（認定取消となります。）。

令和7年9月1日時点では変更前の認定基準額が適用されています。直近3か月の実績（給与収入が3か月連続で108,334円以上）により、令和7年9月以後1年間の収入が年額130万円以上となることが見込まれることから、認定できません（認定取消となります。）。

なお、令和7年9月の給与収入も110,000円であった場合、直近3か月の実績（給与収入が3か月連続で125,000円未満）により、令和7年10月以後1年間の収入が年額150万円未満となることが見込まれることから、適用年月日（令和7年10月1日）以降、認定可能です（再認定が可能です。）。

Q23 扶養手当についてはどうなるのか。

A23 本変更は、共済組合の被扶養者認定に関するものになりますので、扶養手当の収入要件等については、当該制度の担当部署に御確認ください。

Q24 19歳以上23歳未満の普通認定の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の年収が130万円以上150万円未満となったため、扶養手当の支給が停止となった。被扶養者の認定は継続できるか。

A24 認定継続できます。

扶養手当の支給が停止された場合でも、共済組合の被扶養者としての認定要件を引き続き備えている場合は、認定継続できます。この場合は、要件変更（普通認定から特別認定への変更）の手続を行ってください（福利厚生事務の手引P53を参照のこと。）。

Q25 今回の措置は時限措置か。

A25 恒久的措置となります。

Q26 今般の取扱いを受けて19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が150万円を一時的に超えた場合でも、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく事業主証明により認定継続ができるということでしょうか。

A26 お見込みのとおりです。

「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」（令和5年11月14日5公立東京給第1596号）に基づく事業主証明書を提出することにより、認定継続できます。

公立学校共済組合東京支部

〔令和7年9月30日 第1版〕